

漁業生産組合の設立要件等の緩和

(平成31年4月1日 全国で実現)

特例措置前

○漁業生産組合の設立・維持の要件について

- ・組合員 7人以上
- ・理事 3人以上、監事 2人以上

とされている。

※漁業生産組合：漁業生産を協働で行うことを目的として、漁業者により組織される組合法人

(規制の根拠)

水産業協同組合法

ニーズ

○組合の設立・維持の要件が厳しいことから、個人漁業者数人による組合設立ができないため、漁業者の法人化・協業化による競争率向上に障害をきたしている。

特例措置

○漁業生産組合の設立・維持の要件について

- ・組合員 3人以上
- ・理事 1人以上、監事 1人以上

に緩和する。

効果

○個人漁業者数人による新たな法人の設立が可能となり、

- ・共同化の促進力による競争力向上(個人経営に比べ、生産性の向上のほか、組合内の役割分担により、販売力の強化や多角化が図られる。また、設備投資などに必要な融資も受けやすくなる。
- ・浜の活性化につながった。